

令和 8 年度 (2026 年度)

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

C 日程入試

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和8年度（2026年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

Aは、高校生の時に交通事故に遭い、九死に一生をとりとめたものの、腹部に大きな損傷を負い、子宮を摘出することになった。Aは25歳の時に結婚した。夫はAが子供の産めない身体であることを承知した上で結婚を申し込んだものであるが、Aはどうしても自分の子をもちたいという気持ちは抑えられず、夫と相談のうえ、代理母出産という手段に頼ることとした。しかし、日本では代理母出産を禁じる法律こそないが、日本産科婦人科学会が否定的な見解を述べているため、代理母出産を引き受けてくれる産科医が見つからなかった。

Aは、アメリカでは代理母出産が認められているとの情報を得て、カリフォルニア州出身の友人Bに相談した。Bは日本人男性と結婚して日本に住んでおり、子供が2人いるが、そういうことなら自分が代理母になっても良い、代理母出産の信頼のおける産科医を自分の家族に紹介してもらい、カリフォルニアで出産するのがいいと提案した。Aは夫と相談のうえ、その申し出を受けることとし、Bの夫の同意も得られたので、Bとともにカリフォルニアに渡航して、Aと夫の配偶子で体外受精をし、その受精卵をBの子宮に移植した。無事に着床が確認されたのち、A夫妻とBはいったん日本に戻った。出産時期が近づいたらまた渡航して出産し、Aと夫を両親とする出生証明書を発行してもらう予定であった。

しかしながら、妊娠後期に至り、Bは切迫早産となり、絶対安静が必要となった。そのため、出産のために渡航することができず、Bは日本で出産することとなった。子は無事に生まれ、Bも無事であったが、出生証明書にはBが母と記載されたため、Aと夫を両親とする出生届は受理されなかった。出生届は14日以内に提出しなければならないため、やむを得ずB夫妻の嫡出子として出生届を出した。しかし、Aは、代理母出産は日本の法律で禁じられてはおらず、生まれた子は紛れもなく夫と自分の配偶子でできた子であるのに、実子として認められないのはおかしいとして、戸籍の訂正を求めて提訴した。

[問い] この問題に含まれる憲法上の問題点を論じなさい。

問題 2 (5 点)

事情判決の法理について、簡単に説明しなさい。